

民生福祉常任委員会記録
(議案分)

令和元年 1 2 月 5 日

【開催日】 令和元年12月5日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後2時25分

【出席委員】

委員長	大井 淳一朗	副委員長	水津 治
委員	河崎 平男	委員	杉本 保喜
委員	松尾 数則	委員	矢田 松夫
委員	吉永 美子		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

福祉部長	兼本 裕子	福祉部次長	川崎 浩美
福祉部次長	岩佐 清彦	高齢福祉課長	麻野 秀明
高齢福祉課技監	河野 静恵	高齢福祉課課長補佐	河田 圭司
高齢福祉課主査	篠原 紀子	高齢福祉課主査兼地域包括支援センター所長	荒川 智美
高齢福祉課高齢福祉係長	古谷 雅俊	高齢福祉課介護保険係長	藤永 一徳
国保年金課長	梅田 智幸	国保年金課課長補佐	石橋 啓介
国保年金課主査兼特定健診係長	石井 尚子	国保年金課主査兼国保係長	伊藤 佳和子
国保年金課収納係長	山田 幸生	国保年金課年金高齢医療係長	三隅 貴恵
障害福祉課長	柏村 照美	障害福祉課技監	岡村 敦子
障害福祉課障害福祉係長	大坪 政通	障害福祉課障害支援係長	岡手 優子
市民部長	城戸 信之	市民部次長	藤山 雅之
市民課長	古谷 昌章	市民課主幹	藤上 尚美
市民課戸籍係長	別府 奈緒美	市民課住民係長	岡崎 さゆり
病院事業管理者	矢賀 健	病院局事務部長	國森 宏
病院局事務部次長	和氣 康隆	病院局総務課主幹	藤本 義忠
病院局医事課主査	佐々木 秀樹	病院局総務課経理係職員	岩本 隆嗣

【事務局出席者】

事務局長	沼口 宏	事務局主査	島津 克則
------	------	-------	-------

【付議事項】

- 1 議案第87号 令和元年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算
(第1回)について(国保)
- 2 議案第89号 令和元年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予

- 算（第1回）について（国保）
- 3 議案第88号 令和元年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第2回）について（高齢）
 - 4 議案第95号 山陽小野田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について（市民）
 - 5 議案第96号 山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例の制定について（障害）
 - 6 議案第92号 令和元年度山陽小野田市病院事業会計補正予算（第1回）について（病院）
 - 7 所管事務調査 病院事業報告について（病院）

午前9時 開会

大井淳一郎委員長 ただいまより民生福祉常任委員会を開会します。お手元にあります審査内容に従って進めてまいりますので、委員会運営に御協力のほどよろしく申し上げます。まず初めに議案第87号、令和元年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算第1回についてです。こちらの議案説明をお願いしたいと思います。

梅田国保年金課長 それでは、議案第87号、令和元年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算第1回について御説明します。今回の補正の主なものは、平成30年度決算の歳計剰余金を基金に積み立てるほか、国が進めるオンライン資格確認の導入に対応するためのシステム改修に係る経費の計上。各事業費において、決算を見込んでの予算額の調整及び人件費において、人事異動に伴う予算額の調整をするものです。最初に予算書の1ページをお願いします。歳入歳出とも1億1,972万1,000円を増額し、総額を76億4,668万5,000円とするものです。それでは、慣例によりまして歳出から御説明します。7ページ、8ページをお願いします。上段、1款1項1目一般管理費につきましては、2節給料から7節賃金までが、一般職員等の人事異動に伴う人件費の調整で142万7,000円の減額となります。続きまして、13節委託料においては、令和3年3月に導入が予定されていますオンライン資格確認に対応するためのシステム改修費用として、187万円を計上

しています。このオンライン資格確認は、被保険者番号と資格情報を一対一で対応させて、国保や被用者保険といった保険者の枠をまたいで一元的に管理することにより、失効保険証の利用による過誤請求の減少等が期待でき、また、マイナンバーカードを健康保険証として利用することも可能とするものです。今回の改修は、現在の被保険者番号に2桁を追加するための受け皿をシステム内に構築するものですが、この改修に係るシステム要件の仕様が国から示されたのが、本年9月のことであり、以降のオンライン資格導入のスケジュールを考慮しますと、この改修は今年度中に完了させる必要があることから、今回補正を行う必要が生じたものです。続きまして、下段6款1項1目基金積立金では1億1,927万8,000円増額しています。この主な財源は、平成30年度決算の歳計剰余金となります。今回の積立てにより、今年度末の基金残高見込額は、10億2,772万5,457円となります。基金の活用につきましては、毎年度の国保料の料率を安定させるために活用することに主眼を置きながら、医療費の削減にもつながる保健事業にも積極的に活用していくこととしております。続きまして、歳入について御説明します。5ページ、6ページをお願いします。7款1項1目一般会計繰入金は1節保険基盤安定繰入金保険料軽減分で、185万8,000円の増額。2節保険基盤安定繰入金保険者支援分で11万5,000円の増額となっています。これらはいずれも額の確定によるもので、保険基盤安定繰入金全体で増額となっています。3節職員給与費等繰入金は44万3,000円の増額となっています。内訳といたしましては、職員給与費につきまして、人事異動等に伴い、人件費の調整で142万7,000円を減額し、先ほど説明しましたオンライン資格確認導入に伴うシステム改修費187万円を増額しています。なお、システム改修費の財源につきましては、国庫補助金により措置されることが通知されていますが、現時点で詳細についてはまだ通知されていないので、今回は一般会計繰入金により措置し、補助金の詳細が確定した後に、3月補正にて調整する予定としています。6節その他一般会計繰入金は、国民健康保険負担軽減対策繰入金を176万1,000円増額するものです。これは県と市町が共同で実施しています福祉医療費助成事業に伴う、平成30年度の国庫負担金減額相当額と、県の助成額が確定しましたので、一般会計からの繰入金を調整するものです。通称カクフク事業のペナルティー補填と言われるもので、国庫負担金減額相当額を県と市の一般会計がそれぞれ2分の1ずつ負担し、国保特会に繰り入れするものです。

県の助成額は、市の一般会計で歳入されます。続いて8款1項1目繰越金は平成30年度決算認定を受けて、1億1,554万4,000円増額するものです。補正予算の説明は以上です。御審査のほどよろしくお願ひします。

大井淳一郎委員長 ただいま説明をいただきました。ページを追って見ていきましょう。歳出の7ページ、8ページについて皆さんのほうで。少し分けましようか。一般管理費の基金以外で7ページ、8ページ、皆さんの質疑を受けたいと思います。何かありますか。

矢田松夫委員 人事異動による減額がありますが、具体的な中身について回答願ひします。

梅田国保年金課長 人事の具体的な中身ですけれども、今回の調整につきましては一般職員12名分、それから任期付職員1名分、それから、臨時職員3名分の内訳となっています。そのうち一般職員の1名が育休中ということで、その代替として臨時職員が1名入った関係等から減額となったものです。

大井淳一郎委員長 そのほか。オンラインのシステム改修についてはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは基金の積立金について。

吉永美子委員 せっかく報告があったのでお聞きします。この基金については保健事業に活用という御説明がありました。具体的にどのような保健事業に活用してこられたのか、実績をお知らせください。

梅田国保年金課長 実績としましては、これまで特定健診ということで、ずっとしているものにつきましては、これまでどおりですけれども、これにつきましては今年度から、個人の負担金を500円、今まで取っていたのが無料にしています。それから、今年度から新たに始めました事業としまして脳ドックです。これの助成をしております。通常2万7,000円程度掛かる費用につきましては、自己負担金が4,000円程度で済むようにということで、50名の限定ではありますけれども、その事業を開始しています。それと新たに糖尿病性腎症重症化予防という事業を始められておまして、健康診断等で糖尿病の方につきましては、その重症化を

予防するために、掛かり付け医の先生等と協議しまして、この予防のプログラムに参加していただける方を10名ほど選出しまして、その方につきまして、重症化を予防していただくための指導であるとか、相談であるとか、そういったところを今行っているところです。来年度以降また、新たな保健事業というのをやろうとしていますが、それにつきましては、まだ運営協議会等の方にも説明が必要ですので、来年度予算の審議のときに御説明させていただければと思います。

吉永美子委員 具体的な御答弁ありがとうございます。本年度から始まった脳ドック助成ということで、50名限定ということですが、実績をお知らせいただけますか。申込みに対して、どのように申込みがあつてということですね。多ければ、これからまた拡充をとということも考えていかなければいけないと思うので、お聞きいたします。

石井国保年金課主査兼特定健診係長 脳ドックにつきましては、応募者が180名を少し超えていました。それで、抽せんをさせていただいて、今年度の対象者50名を決定しました。11月分までの実施状況を病院のほうに確認したところ、ほぼ、80%以上を実施していただいております。来年度につきましては、病院と今後協議をする中で、受入れが可能であれば、拡大していただく方向で、相談する予定としております。

水津治副委員長 予算総額は76億、今回のこれが承認されれば基金の積立が12億という、総収入に対して基金の積立ての割合を考えたときに、被保険者がいずれ被保険者でなくなったときに、保険料を納めて、たくさん残してということ考えたときに、保健各種事業に使われるとか、将来のために残されるというのはよく分かるんですが、被保険者個人のことを考えたときに、保険料の納付が適正であったかどうかということも少し気になるところがあるんです。いわゆる保険料の公平さというか、余り多く残ると。その点については、どういうふうに思っておられるかをお聞きしたいんですが。

梅田国保年金課長 御指摘のとおり、基金の残額は現在徐々に増えているような状況にあると思っています。国保制度が平成30年度から県広域化というところで、大きく制度が変わりました。その関係で、新たに事業費納付金というものを、市から県に納付するというような仕組みになって

います。この事業費納付金が、今後どういった推移をたどるかというところは、ちょっとまだ今年度が2年目ですので、見えてきていない部分があります。もしこれが、今よりも段々増えていくということになれば、保険料を維持しようと思えば、そこに基金を投入していかなければならないということになってきますので、原課としましても、保険料の値下げというのは常に念頭には置いているんですけども、余り早計にこれを実施してしまいますと、基金が使える期間というのも短くなってしまいますし、最終的に基金が枯渇したときには、またそこからは保険料を値上げしなければならないというような状況にもなってしまいますので、現状におきましては、まずそういった事業費納付金の動向というのを確認しながら、今の状態でも更に基金がまた増えていくようなことがあれば、値下げのほうも、慎重に検討していきたいというふうに考えています。

大井淳一郎委員長 事業費納付金の動向について、いつぐらいそういったことが判明というか、分かりますか。傾向というのとは。

梅田国保年金課長 この事業費納付金につきましては、決算委員会でもちょっと説明をしましたが、平成30年度と令和元年度を比較しますと約10%、1億近くの額が伸びていたというところなんです。それから県に確認しましたところ、来年度においてはさほどの伸びはないようだというところではありますけども、今後、医療費がどうしても伸びていくという予測の中で、それ以降については微増ということで県のほうも今のところ考えているということです。

大井淳一郎委員長 そのほか、基金についてよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは歳入に入りたいと思います。5ページ、6ページ皆さんのほうで、よろしいですか。

河崎平男委員 後期高齢者支援金分ということで45万5,000円増額されておりますが、件数というか、対象者はどのぐらいなんですか。

伊藤国保年金課主査兼国保係長 対象者につきましては、もともと予算を立てるときの世帯としては8,268世帯、被保険者数が1万2,541人で、その中の7割軽減、5割軽減、2割軽減の世帯というものを出して

います。その世帯数は、7割軽減が2,674世帯、5割軽減が1,545世帯、2割軽減が1,082世帯という形で予算を組んでいたんですが、10月20日時点で、今回申請をさせていただいた確定の世帯数というのが、7割軽減が2,671世帯、5割軽減が1,606世帯、2割軽減が1,083世帯ということで、56世帯ほど増えています。保険料は医療費分、後期分、介護分という形で分けて金額を計算する形になっていますので、負担金についてもそれぞれの金額を計算した結果、後期高齢者のほうの差額というものが出たという状態です。

大井淳一郎委員長 そのほか歳入、よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切りたいと思います。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは採決に入ります。議案第87号、令和元年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算第1回について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

大井淳一郎委員長 全員賛成で可決すべきものと決定しました。それでは、続きまして、議案第89号、令和元年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算第1回について説明を求めます。

石橋国保年金課課長補佐 それでは、議案第89号、令和元年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算第1回について御説明します。今回の補正予算書に誤りがありまして、2ページ、3ページが入れ替わっておりました。おわびして訂正いたします。誠に申し訳ございませんでした。今回の補正の主なものは、平成30年度決算の歳計剰余金を調整するとともに、決算を見込んで人件費を調整するものです。予算書の1ページをお願いします。歳入歳出とも3万7,000円を減額し、総額を10億5,781万7,000円とするものです。それでは歳出から御説明します。7ページ、8ページをお願いします。上段1款1項1目一般管理費につきましては、一般職員2名の人事異動に伴う人件費の調整として、72万3,000円の減額となっております。下段2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は予算調整として68万6,000円を増額しております。歳出は以上です。続きまして、歳入について御説明します。ページは戻っていただきまして、5ページ、6ページをお願いし

ます。上段3款1項1目事務費等繰入金72万3,000円の減額は、歳出で御説明しました一般管理費の減額に対応するものです。下段4款1項1目繰越金は、平成30年度決算認定を受けて、68万6,000円を増額するものです。以上で令和元年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算第1回についての説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

大井淳一郎委員長 ただいま説明がありました。歳入歳出全般にわたって、後期高齢者今回の補正について。

河崎平男委員 後期高齢者制度の中で、1割負担と2割負担等があると思うんですが、対象者というか、件数はどのぐらいあるんですか。

三隅国保年金課年金高齢医療係長 10月末の時点で被保険者数が1万850人いらっしゃいます。その中で現在1割負担の方と3割負担の方がいらっしゃるんですが、その割合までは現在把握していません。

大井淳一郎委員長 そのほか、よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、質疑を打ち切ります。討論ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第89号、令和元年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算第1回について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

大井淳一郎委員長 全員賛成にて、委員会としては可決すべきものと決しました。ここで職員入替えのため、暫時休憩します。

午前10時25分 休憩

午前10時35分 再開

大井淳一郎委員長 それでは委員会を再開します。続きまして、議案第88号、

令和元年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算第2回についてです。
議案説明をお願いします。

麻野高齢福祉課長 それでは、議案第88号、介護保険特別会計補正予算第2回について御説明します。予算書の12ページ、13ページをお開きください。まず、歳出ですが、1款1項1目一般管理費1,057万3,000円の増額は、人件費の調整によるものです。対象となる職員の数是一般職員が8人、任期付職員が5人、臨時職員2人の合計15人となります。2款1項1目介護サービス諸費、19節負担金、補助及び交付金2,000万円の減額は、決算を見込んで介護給付費を減額するものです。1枚めくっていただきまして、14ページ、15ページ、3款1項1目介護予防生活支援サービス事業費52万1,000円の減額、下段3款3項1目任意事業費348万4,000円の減額、2目包括的支援事業費131万5,000円の減額は、いずれも人件費の調整によるものです。対象となる職員数は3款全体で一般職員が14人、任期付職員が3人、臨時職員3人の合計20人分となります。1枚めくっていただきまして、16ページ、17ページをお開きください。中段の4款1項1目基金積立金1億4,993万7,000円の増額は、平成30年度における給付費等の精算に伴う余剰金を、介護給付費準備基金に積み立てるものです。これにより補正後の予算ベースでの介護給付費準備基金の残高は5億5,713万9,000円となる見込みです。5款1項3目償還金1億970万円の増額は、平成30年度における給付費等の精算に伴い、国、県からの超過交付金を返還するための償還金です。この内訳としましては、介護給付費に係る国庫負担金が7,736万9,633円。県負担金が928万6,830円。地域支援事業費に係る国庫負担金が1,493万8,186円、県負担金が810万4,977円となっています。続きまして、歳入を御説明します。戻っていただいて6ページ、7ページをお開きください。歳入につきましては、3款1項1目介護給付費国庫負担金の400万円の減額は、歳出で御説明しました給付費の補正による財源調整で、3款2項1目調整交付金の介護給付費調整交付金103万3,000円の減額は給付費の補正による調整。地域支援事業費調整交付金9,000円の減額、2目地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業）3万5,000円の減額、3目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）47万5,000円の減額は、いずれも人件費の調整によるものです。4目保険者機能強化推進交

付金753万6,000円の増額は、令和元年度保険者機能強化推進交付金の内示に伴うものです。この交付金は、平成30年度から実施されたもので、高齢者の自立支援や重度化防止といった介護予防の取組を促進するため、地域支援事業費に対する第1号被保険者の保険料を軽減することを目的として、国が補助するものです。この交付金の額は、厚生労働省が設定した評価指標の達成状況により配分されることとなっており、その配点は692点満点で、PDCAサイクルの構築状況や、介護予防施策の推進状況、給付適正化の取組といった三つの分野で構成されています。他市の状況については公表されていませんが、県内の平均点が435.16点、得点率62.88%となっているところ、本市につきましては得点が549点で、得点率79.34%となっており、県平均を113.84点ほど上回っています。続きまして、5目事務費交付金61万円の増額は、令和元年度の介護報酬改定等に伴うシステム改修に対する国庫補助金の内示に伴うものです。なお、今年度、システム開発委託料として152万9,000円の経費を見込んでいます。4款1項支払基金交付金の1目介護給付費交付金540万円の減額は、給付費の補正による調整。2目地域支援事業費交付金4万7,000円の減額は人件費の調整。5款1項1目介護給付費県負担金250万円の減額は、給付費の補正による調整。1枚めくっていただきまして、8ページ、9ページの5款2項1目地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業）25万9,000円の減額は人件費の調整。7款1項一般会計繰入金の1目介護給付費繰入金250万円の減額は、給付費の補正に伴う調整。2目地域支援事業繰入金25万9,000円の減額は人件費の調整によるものです。3目その他一般会計繰入金3,090万3,000円の増額は、平成30年度決算の確定に伴う事務費等繰入金などの精算及び人件費の調整によるものです。7款2項1目介護給付費準備基金繰入金489万1,000円の減額は、給付費の補正及び人件費の調整に伴う財源調整によるものです。1枚めくっていただきまして、10、11ページをお開きください。8款1項1目繰越金2億2,724万9,000円の増額は、9月定例会で決算認定をいただきました平成30年度の繰越金となります。結果、歳入歳出とも2億4,489万円の増額となり、予算総額は67億5,212万7,000円となりました。以上がこのたびの補正予算の内容となります。御審査よろしくお願ひします。

大井淳一郎委員長 執行部より説明いただきました。それではページを追って入りたいと思います。まず歳出についてです。12ページ、13ページですが、こちらの中で、皆さんのほうで。特によろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）14ページ、15ページの中で。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは16ページ、17ページですが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは諸支出金ですが、18、19ページはよろしいですか、償還金。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして歳入に入りたいと思います。6ページ、7ページ。

吉永美子委員 保険者機能強化推進交付金についてなんですけれども、国が掲げている評価指標でしたか、692点満点ということで、山陽小野田市は高いといえど、当然満点にいていないわけですが、これまで、ここが低いからここをもっと上げようということで、努力をしてこられたと思うんです。その点について、どのように評価を上げるために努力をしてこられたか。また、今後どのように努力をして、極力満点に近いように頑張っていたかのお知らせください。

河田高齡福祉課課長補佐 3月定例会で、本市の状況を御説明させていただきました。項目が3種類ありますが、その中の一つ、PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築、こちらが、やはり本市は少し弱いということでお話をさせていただきました。そこで、こちらにつきましては外部評価を頂きたいということで、附属機関の会議、高齢者の保健福祉推進協議会ですとか、地域包括支援センターの運営協議会、そういったところで事業の評価を御説明しまして、評価を頂く中で、検証して、PDCAサイクルを回すという取組をしております、得点状況を少しずつ上げていくというところを取り組んでいるところです。ただ、今回の令和元年度の指標につきましても、国の求める水準がさらに上がってきておりました、外部の会議だけで評価するのではなく、更にその内容を保険者の方に分かりやすく、資料を作ってホームページで公開するよというふうなところまで求められていますので、こちらについても取り組んでいかなければいけないというふうに考えています。

大井淳一郎委員長 ちなみに保険者機能強化推進交付金というのは、これは、今のところずっと毎年出るんですか。それとも、いつまでとか決まって

いるとか、いつまで交付金が出るとか、そういうのが分かれば教えてください。

河田高齢福祉課課長補佐 この制度は平成30年度から始まりまして、何年度まで続くかという話はまだ不透明な点があります。制度も変わる中で、場合によっては、今後違う調整交付金に置き替えるのではないかというような議論もありますが、まだ見えてきていません。当面、令和2年度の予算につきましても、国で概算要求を上げられるという報道発表は承知しておりますが、まだ、詳細について正式な通知等は来ていません。

河崎平男委員 介護給付の事業で、市が払う負担というか、払うものはどんなものがあるんですか。ほとんどが、国や県の補助金の制度と思うんですが、市が払う負担というか、どんなものが適用されるんですか。

藤永高齢福祉課介護保険係長 市がお支払いする給付の内訳ということで、お答えさせていただきます。介護給付費につきましては、全体の50%を公費で残りの50%を被保険者等の保険料で賄う形になります。そのうち、保険料の部分につきましては65歳以上の方の保険料が23%、40歳から64歳までの方の保険料が27%で、50%の保険料の分担になります。残りの給付費の50%が公費負担という形になりまして、市の負担につきましては、50%のうちの12.5%が市の負担金としてお支払いする形で負担をしております。残りが国庫、県費の負担となります。

河崎平男委員 どういうものに支払っているんですか。どういうものというか、種別というか、例えば備品とかですね。ちょっと私も今はよく分からないんですが、支払うもの、どういうものに市が支払うんですか。

藤永高齢福祉課介護保険係長 介護給付費の支払については、多岐にわたっている部分がありますので、一概にお答えするのは難しい部分はあるんですけども、例えばデイサービスやホームヘルプなどのサービスを各事業所が行った場合、負担部分をお支払いするというものもありますし、あとは、福祉用具の購入や福祉用具のレンタル、それから住宅改修等に掛かった費用についても、公費で負担するという部分もあります。

松尾数則委員 地域支援事業についてお聞きしたいんですが、地域支援事業というのは介護保険の介護予防に関しての事業ではないかと思っているんですけど、ただ、実態がよく分からないというか、今、いろんな施設に払うとかいうならいいんですが、市民がその辺のところをよく御存じかどうか。その辺の情宣活動がうまくいっているのか。ここで質問するのはちょっとおかしいかもしれませんが、どのようなことをされているのかちょっとお聞きしたいなと思って。市民に知らしめるための手段。

荒川高齢福祉課主査兼地域包括支援センター所長 地域支援事業には幾つか種類がありまして、今、議員さんが言われている介護予防事業もその中の一つです。このほかにも、例えば認知症の事業や在宅の介護と医療の連携の事業などがあります。これらの事業の普及啓発、市民への普及ということですが、ホームページなどでこういう事業をしています、例えば、介護予防事業だったらいきいき百歳体操をこういうところでやっています。あるいは認知症の事業でしたら、認知症のサポーター養成講座を受けられませんかというようなことや、介護予防のこういう講座をやっております。あるいは、今度12月にありますが在宅医療の普及啓発の講演会、12月8日に不二輸送機ホールでありますけれども、それを通じた普及啓発などを行っているところです。今後も、市民の皆さんに分かりやすく知っていただけるように工夫はしていきたいというふうに考えています。

松尾数則委員 それで十分と考えていらっしゃるならどうしようもないんですが、つまり、自分が例えば認知症で、例えば誰かがそれを、兄弟か何かが面倒を見ているというような状況で、兄弟の方も余りよくその辺の状況を知らないという状況の中で、どういう施設がある、どういうところに行けば、見てもらえるとか、そういった内容を、そういう状況よくまだ御存じじゃない市民の方に知らせるとするのは、今のままで十分だと思っていますか。

荒川高齢福祉課主査兼地域包括支援センター所長 実際に介護が必要になる前の方にどのように周知していくかというのは、なかなか、確かに難しい問題だなと思います。関心を持っていただけるように、他人ごとではなく、自分の事として捉えていただくような工夫が十分必要だと思っていますし、もちろん今のままで足りているというふうには考えていません

ので、今後もより多くの方に知っていただけるように、例えば、パンフレットや、そういうリーフレット類を分かりやすいところに置くなど、ホームページも見て分かりやすいような内容の工夫というふうに、今後も御意見を頂きながら、改善していきたいというふうに考えています。

大井淳一郎委員長 いろいろ聞きたいことがあると思いますが、とりあえず歳入の審査を終えて、それから全般にわたって質問を受けたいと思いますので、皆さん御協力お願いしたいと思います。6ページ、7ページに関してはよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは8ページ、9ページ。

河崎平男委員 介護予防において訪問介護と通所介護がありますよね。件数はどのぐらいあるんですか。

藤永高齢福祉課介護保険係長 手持ちの資料として、介護給付に係る部分の件数となってしまいますが、令和元年度の3月から8月に提供した訪問介護、通所介護の件数につきまして、人ベースという形にはなりますが、3月から8月までの半年間で利用されたのが、訪問介護が延べ2,201件、通所介護につきましては延べ4,498件という形で給付しています。

大井淳一郎委員長 8ページ、9ページはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）10ページ、11ページの繰越金はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは歳入については以上とします。それでは先ほども皆さんから出ていましたが、全般にわたって、余り大きく外れてはいけません、皆さんのほうで何か気になる点とかあれば。

水津治副委員長 給付費減額の補正、決算を見込んでということでしたけど、当初予算に対して、当初の見込みと大きく調整しなければいけない要因となったものがあれば、お答えください。

藤永高齢福祉課介護保険係長 介護給付費につきまして、今回2,000万円ほど減額させていただいております。その中で一番大きな要因というのが、認知症対応型共同生活介護、通称グループホームと言われるサービスになりますけれども、サービスを運営されている1事業所ほど、4

月と5月で施設改修がありまして、休止されていましてので、その部分が減少になったというところが一番大きな要因と考えています。

水津治副委員長 私、以前から気になっていることがありまして、施設によって、住所地特例というのが適用されることがあると思うんですね。本市にとってこの制度が他市に比べて負担が多いのか、少ないのか。対象者によって、また、市内の人が他市の施設を利用されることによって大きく変わってこようと思うんですが、本市において、この制度によって、他市比べて支出が膨らんでいるというような状況があれば教えていただきたいんですが。

藤永高齢福祉課介護保険係長 住所地特例の制度につきましては、例えば、本市にある施設に他市の被保険者が入所された場合に、住所地特例の制度を使うことで、保険料の負担を他市のままとするという形の制度になります。本市で負担するのは、山陽小野田市の被保険者の方が他市の施設に入られた方という形になりますので、基本的にはこの制度を適切に利用していただければ、山陽小野田市としての負担は大きくはならないのではないかと考えております。しかしながら、本市には、有料老人ホームや特別養護老人ホーム、様々な施設がありますし、新しく施設が建てられているというケースもありますので、今後につきましても、他市の方が入所されるという場合は、適切に住所地特例の制度を利用して、施設への入所をしていただくような形で、施設の方にも周知を行っていきたくと考えています。

水津治副委員長 それに関連して、地域密着型等は本市に住所地がないと利用できないということなんですが、家族の関係とかで、たまたま、他市から家族の家に住所地を変更されて、そういった方が地域密着型を利用されたいというときに、制限とかしておられるかどうか、お尋ねします。

篠原高齢福祉課主査 御家族の方が本市にいますので、どうしても本市の地域密着型のサービスを使いたいと言われる方もおられます。その場合は、その方が前に住んでおられた市と、本市と市同士で同意書を交わして、やむを得ない場合ということをよく確認して、利用を認めています。

大井淳一郎委員長 この会計全般にわたって、よろしいですか。（「はい」と呼

ぶ者あり) それでは質疑を打ち切ります。討論はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) よろしいですね。それでは採決に入ります。議案第88号、令和元年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算第2回について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

大井淳一郎委員長 全員賛成で委員会においては可決すべきものと決しました。それでは、ここで職員の入替えをしたいと思いますが、10分まで休憩します。

午前11時 休憩

午前11時10分 再開

大井淳一郎委員長 それでは委員会を再開します。続きまして、議案第95号、山陽小野田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。議案説明をお願いします。

古谷市民課長 議案第95号は、今年度中に実施することが予定されている印鑑登録証明書のコンビニ交付について、その旨を条例に規定する必要があるため所要の改正を行うものです。具体的には、第10条の印鑑証明書の交付で、これまでは第3項で電子計算機により出力して作成した証明書又は複写機により作成した証明書を交付することとあり、現在、窓口での交付や行政ファックスを使用しての郵便局や厚陽出張所で証明書を交付しています。今回の改正は、個人番号カードの交付を受けている登録者がカードを用いて、暗証番号等の必要な情報をコンビニエンスストアに設置されている多機能端末に入力して、多機能端末から当該印鑑登録証明書の交付を受けることができるように項を追加し、追加した項を第4項とします。追加した項を第4項とするため、改正前の第4項を第5項とし、所要の改正をしています。説明は以上です。御審議よろしくをお願いします。

大井淳一郎委員長 説明が終わりました。議案第95号について、条例の改正ですが、皆さんのほうで、いいですか。

吉永美子委員 これまでも2月に向けてということで、お話を聞いておりますが、予定どおり2月中にコンビニにおける証明書交付ということが順調に進んでいるでしょうか。その辺の推移をお願いします。

古谷市民課長 スケジュールは非常にタイトです。あくまでも2月中にこだわっていますが、やはり工程によって確認しながら進んでいって、確実な交付を実施したいと思っています。目標が2月ですが、一応年度内には確実に実施したいという所存です。

城戸市民部長 コンビニ交付のシステムについては、今SEのほうでしっかりと構築していただいておりますけども、年が明けまして、最終的には市内のコンビニ実店舗で試験をします。その結果によって、多少ずれることはあるかも分かりません。ただ、そこまでいけばほぼ大丈夫だろうと思います。2月中を目標にしておりますけど、課長が言いましたように、遅くとも今年度中には必ず実施したいという予定で進めております。

河崎平男委員 個人番号カードを用いてということで、どのぐらいの件数があると見込まれておるんですか。

大井淳一郎委員長 件数と普及率も併せて教えてください。

古谷市民課長 交付率ですが、11月17日現在で7,190枚交付しています。これは人口に対して11.4%です。「見込みは」と呼ぶ者あり最終的なですか。千数百枚前後ではないかと思います。年間通じて、初年度すぐというわけではありませんが。今、考えておりますのが、やはり利用された方はまた、必要に応じて、再度コンビニを利用されるんじゃないかと思います。最初から全ての人がコンビニを利用するのではなくて、何度も利用される。そして、徐々に利用者が増えていくというふうに見込んでおります。

松尾数則委員 ちょっと確認をしておきたいんですが、コンビニ10店舗というところらしいんですけど、コンビニ10店舗で、時間とか何とかは以

前説明をされたとおりで、内容はもう、時間制限何かも含めて、基本的にはあるわけですね。

古谷市民課長 交付する証明書によってコンビニで取得できる時間がありますが、住民票だとか印鑑登録証明書、所得課税証明書につきましては6時半から23時、戸籍につきましては9時から17時を予定しています。

城戸市民部長 今、10店舗とおっしゃられましたけど、全国のコンビニで取れるようになりますので、対象は10店舗どころではありません。

大井淳一郎委員長 テストというのは、10店舗というのがありましたけれど、テストをするという意味を。

古谷市民課長 実際の店舗で試験するのですが、大体全国的な大きい3社、市内にある役所の近くの店舗で実際、マイナンバーカードを使って出るかどうか。それは交付前ですけども、J-LISにお願いし、特定のカードの制限を解除してもらって、指定を受けたカードで実際出るかどうかの確認をさせていただくということです。その結果に基づいてゴーサインが出るといいますか、そういう段取りです。

城戸市民部長 先ほど10店舗というふうに聞こえたのなら訂正させていただきます。実店舗です。

大井淳一郎委員長 私の聞き間違いです。実店舗という意味ですね。

水津治副委員長 実印が要るというのは1年に1回とか、私は10年に1回とかしか使ってないんですが、その中で印鑑の登録カードが旧小野田市とか旧山陽町とか古いカードをお持ちの方も結構おられると思うんですね。古いのは使えないと思うんですが、どうでしょうか。

大井淳一郎委員長 コンビニ交付で印鑑証明書を取る際の手続の方法も含めて教えてください。

古谷市民課長 窓口へ来られまして、古いカードであれば、新しいカードへ交換しております。そしてマイナンバーカードはあくまでも、印鑑登録証

明書を取るのにはコンビニで多機能端末機から取り出すものであって、マイナンバーカードを窓口を持って来られましても、それでお出しすることはできずに、登録しているカードに基づいて職員が交付させていただきます。

大井淳一郎委員長 確認ですがコンビニ交付、コンビニで取得する場合は印鑑カードではなくてマイナンバーカードで交付するという意味ですね。それを確認したい。

古谷市民課長 そのとおりです。あくまでもコンビニ交付の場合はマイナンバーカードを利用するという事です。

大井淳一郎委員長 少しベタな質問ですが、今後これ周知していかなければいけないと思うんですが、周知方法はどのようにされる予定でしょうか。

古谷市民課長 非常にそれは難しく、実際いつかという稼働日を確実にして、なおかつ、市民の皆さんに周知するとなると、広報によるか、当然、広報でお知らせしなくてははいけませんし、ホームページにやります、あるいは取得できますというような内容でお知らせするようになると思います。また、窓口に来られた方等にもお知らせのチラシをお配りするか、広くやっていますよということをお知らせする必要があると考えています。

吉永美子委員 以前、広報に今年度中に始めますということを出しておられましたね。あれに関して反響がありましたか。

古谷市民課長 取り立ててはないですけども、たまにですが、コンビニ交付はするんですかとか、まだなんですかとか、そういう問合せがあります。

大井淳一郎委員長 今年度中ということで、もちろんそれまでにやっていただきたいところはあるんですけども、ただ、同僚議員からも懸念の声がありますので、運用については慎重にされて、確実にその辺の確認ができたことを確認してから、やっていただければと思います。そのほか、よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、質疑を打ち切ります。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。

それでは採決に入ります。山陽小野田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

大井淳一郎委員長 全員賛成です。委員会において可決すべきものと決しました。それでは続きまして、議案第96号、山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例の制定について、執行部の説明を求めます。

柏村障害福祉課長 議案第96号の説明をさせていただきに当たりまして、関係する法律の抜粋と該当項番の内容を図に示した資料を提出させていただいておりますので、新旧対照表と一緒に御参照ください。この条例は、障害福祉サービスを行うための事業所の設置条例で、今回の改正はのぞみ園の業務の追加に係るものです。まず、平成30年4月1日施行の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法の改正により、関係条文の項番が二つ追加され、条例第3条第2項第2号の該当する項番が第16項から第18項に、また、児童福祉法においても同日施行の改正により、関係条文の項番が第6項から第7項になりましたので、項ずれにより項番を変更します。そして、これまでの特定相談支援事業に、二つのサービス、地域移行支援と地域定着支援を新たに追加することにより、資料の図にお示ししておりますように、名称が特定相談支援事業から、特定相談支援事業と一般相談支援事業を合わせた相談支援に変わるため改正するものです。また、条例第5条第2号の要件に、地域移行支援と地域定着支援を合わせた地域相談支援サービスを加えます。追加サービスの内容についてですが、地域移行支援とは、障害者支援施設等に入所されている障がいをお持ちの方や精神科病院に入院されている精神障がいをお持ちの方が、地域での生活に移行されるための相談等の支援を行うもので、地域定着支援とは、居宅において単身等で生活されている障がいをお持ちの方に対して、いつでも連絡できる体制を確保し、障がいの特性により生じた緊急の事態等に対して相談支援を行うものです。説明は以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

大井淳一郎委員長 ただいま説明がありました。この山陽小野田市障害福祉サ

ービス事業所条例ですが、皆さんのほうで。

河崎平男委員 この対象者というのは、どのぐらいいるんですか。

岡村障害福祉課技監 対象者としては、長期の精神科の入院患者さんがどれぐらいいらっしゃるかというところにはなってくると思うんですけども、実際に、今、精神科の医療機関のほうに出向いて、どういった課題があるか、どのぐらいの方がいらっしゃるかというような聞き取りを行っている状況です。各医療機関で把握をしている数としては、今のところ地域移行のほうは10名程度と考えています。

河崎平男委員 利用する負担はあるんですか。10人程度の人の負担割合は。

岡村障害福祉課技監 個人負担としてはありません。

松尾数則委員 改正後に出ているのがのぞみ園、まつば園か。それ以外にはないんでしょうか。例えば、障害福祉サービス事業所というのがですね。

大井淳一郎委員長 この条例の対象がまつば園、のぞみ園だけなのかということを確認したい。

岡村障害福祉課技監 条例の対象というか、地域移行と地域定着を行っている事業所としては市内にはありません。対象者は、地域移行は長期に入院されている方や施設に入所されている方、定着に関しては独居で生活をされているような緊急時の支援が必要な方ということになります。

大井淳一郎委員長 この第5条が適用されるのは、まつば園とのぞみ園ということですよ。そこを確認したい。

岡村障害福祉課技監 のぞみ園だけです。

大井淳一郎委員長 この条例がまつば園及びのぞみ園を利用する者と書いてあるんですが、条文にはこう書いているけど、実際に利用されているのはのぞみ園だけということですか。

柏村障害福祉課長 相談支援事業所として設置しているのは、のぞみ園ですので、対象はのぞみ園です。まつば園は相談支援をしておりません。

大井淳一郎委員長 文言で「まつば園及びのぞみ園を利用する者」、利用する者が、のぞみ園にある施設を利用するということですよ。相談業務を受けるとのことですよ。第5条に「まつば園及びのぞみ園を利用する者」と書いてあるんですが答弁では、「のぞみ園のみです」という答弁があったので、ちょっと私の理解が及ばないだけなんですけど、これについて、整合性を聞きたい。

柏村障害福祉課長 相談支援事業所はのぞみ園ですので、のぞみ園で今回の新たなサービスを開始するということになります。

兼本福祉部長 5条に、まず「まつば園及びのぞみ園」という言葉があるのは、これを利用する人は、この2項の一番下、「提供に係る契約を交わしていること」に掛かります。そしてこのたびの変更は、下線部分の相談の名称が、改正前は「計画相談支援サービス」という名詞があったのが、新しくは「地域相談支援サービス」というのが加わったということです。サービスが追加になりましたので、そこの変更です。これを行う事業所はのぞみ園だけです。のぞみ園がこの新しいサービスを提供するんですけども、5条は「まつば園とのぞみ園を利用する人」は、「提供に係る契約を交わしていること」というふうになっていまして、この契約に新しく地域相談支援サービスが加わったために、こういう表記になったというふうに御理解していただければいいと思います。

大井淳一郎委員長 利用者というのは「まつば園とのぞみ園を利用する者」で、そのサービスがのぞみ園に行って、サービスを受けるとのことですよ。違うかな。この条文の解釈がちょっと今うまく理解できないんです。多分ほかの委員もよく分からないんですよ。この条例の趣旨を。

兼本福祉部長 そもそもこの元の条例があればよく分かったのかなと思うんですけども、障害福祉サービス事業所条例というのが、市が実際にサービス事業所を設置しているという設置条例なんですよ。その設置条例の中には設置に関するもの、業務に関するもの、定員に関するもの、利用者に関するもの、利用料に関するものという項目で、実際にこの二つの

園が何をするかというものが決められている条例です。その中で、このたび新たにのぞみ園という事業所が新しいサービスを二つほど追加する、サービスの名称も変わる、それに係る所要の改正ということになります。分かりにくいですか。

大井淳一郎委員長 利用者はまつば園、のぞみ園を利用する者、事業者はのぞみ園ということですね。まつば園、のぞみ園を利用する人がのぞみ園でサービスを受けるということですよ。サービスの内容が増えたという意味ですよ。

柏村障害福祉課長 新たに追加する二つのサービスについては、まつば園及びのぞみ園の利用者だけが受けられるサービスではありませんで、障害者総合支援法の中に定義で定められております障害福祉サービスが幾つかあるんですけども、その中のサービスです。ですから、このサービスに対応できる事業所であれば、民間の事業所でも、そのサービスは受けられる。対象者は、それを必要といいますか、先ほど御説明しました障害者支援施設等に入所されている方とか、精神科病院に入院されている障がいをお持ちの方というのが対象なので、対象がまつば園やのぞみ園の利用者だけに限られたものではありません。

大井淳一郎委員長 結局、新旧対照表しかなくて、私も、この条例の全体を見ていないので、ちょっと分からないのが一番の原因だと思うんですが、第5条だけを見ると、まつば園及びのぞみ園を利用する者だけが対象なのかと思ってしまったんだけど、課長の答弁によると違うと言うんで、ちょっとそこが分からないので、全体の条例を配ってもらえますか。（「はい」と呼ぶ者あり） 暫時休憩します。

午前11時40分 休憩

午前11時45分 再開

大井淳一郎委員長 それでは委員会を再開いたします。お手元に条例の全体を出してもらいました。これに基づいて、もう一度説明をしていただけれ

ばと思います。

岡村障害福祉課技監 今回の条例改正ですけれども、業務の第3条の中には、第1項にまつば園の業務、第2項にのぞみ園の業務がそれぞれ書かれています。その第2項の第2号に、今回の特定相談支援事業と障害児相談支援事業、そこに地域相談支援事業を加えるというところが今回の条例改正です。それに伴って、今言われている第5条の利用者なんですけれども、第3条の業務にまつば園とのぞみ園という二つの業務があることで、最初に、まつば園及びのぞみ園を利用する者はというふうに書かれていますけれども、この第5条の利用者については、第2号に、第3条第2項第2号の業務により提供される計画相談支援及び障害児相談支援サービス提供に係る契約を交わしてあることという、利用者との契約を交わすことが必要という条件が書かれてあるという内容になっております。

大井淳一郎委員長 委員の皆さんよろしいですか。最初から分かっている人もいたでしょうけど、その辺は申し訳ございません。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは以上で質疑を打ち切ります。討論はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、採決に入ります。議案第96号、山陽小野田市障害福祉事業所条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

大井淳一郎委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。午前中の委員会は以上とします。皆さんお疲れ様でした。

午前 11時48分 休憩

午後 1時 再開

大井淳一郎委員長 それでは委員会を再開いたします。議案第92号、令和元年度山陽小野田市病院事業会計補正予算第1回についての審査から入っ

ていきたいと思いを。これにつきまして病院局の説明を求めます。

矢賀病院事業管理者 今回の補正は、電子カルテの更新によるもので、複数年にわたるものです。詳細は今から担当者が御説明いたします。

藤本病院局総務課主幹 それでは、議案第92号、令和元年度山陽小野田市病院事業会計補正予算（第1回）について御説明します。まず1ページを御覧ください。このたびの補正の内容につきましては、医療情報システム更新支援業務に係る増額補正と、その業務が複数年にわたるため、必要な債務負担行為の追加設定を行うための補正です。補正第2条及び第3条の詳細につきましては後のページで詳しく御説明します。次に2ページは今回の補正の内容を款項目まで表記したものです。3ページを御覧ください。これは、令和元年度の予定キャッシュ・フロー計算書ですが、平成31年度当初予算書では、平成30年度決算見込みから算出した平成31年度1年間の予定キャッシュ・フロー計算書を掲載していましたが、今回は、平成30年度決算及び今回の12月補正を反映させたものとなっています。その結果、現金預金の期末残高見込みは、6,294万9,000円となりました。次に4、5ページを御覧ください。これは、令和元年度末現在の予定貸借対照表、いわゆるバランスシートです。これについても、平成30年度決算及び今回の12月補正を反映させたものとなっています。次に6ページを御覧ください。ここは重要な会計方針に係る事項に関する注記ほかですが、当初予算と変更はありません。次に7ページを御覧ください。これは、令和元年度の予定損益計算書ですが、今回は2医業費用中の3経費を補正いたしますので、当初予算掲載時との違いは、今回の補正に伴い、2医業費用の計、医業損失の計、経常損失の計、そして当年度純損失がそれぞれ90万円ずつ増加し、平成30年度決算の確定に伴い、8前年度繰越欠損金を当初予算の34億7,584万4,000円から平成30年度決算額の34億3,381万1,000円に変更したことで、一番下の当年度未処理欠損金に変更となっているところです。補正後の医業収支は2億1,230万2,000円の医業損失、医業外収支を含めた経常収支は823万円の経常損失、そして特別損益を含めた当年度純損益は1,222万円の当年度純損失を見込んでいます。その結果、当年度末累積欠損金は34億4,603万1,000円を見込んでいます。最後に8ページの令和元年度山陽小野田市病院事業会計収入支出予定額調補正（第1回）を御覧ください。

い。これが、今回補正する内容の詳細となりますが、補正第2条、第3条関係として、収益的収支の支出のみの補正及び債務負担行為の追加設定となります。平成26年10月に稼働した電子カルテシステムや医事情報システムのメーカー保守が令和3年9月末に終了することから、新たな電子カルテシステム等への更新が必要となりました。システム更新に当たり、当該システムが病院運営の基幹システムであり、また、多くの院内システムと連携しており、更新時のシステム構築を誤ると病院運営に甚大な影響を及ぼす可能性があるため、専門家のアドバイスを受けながら慎重かつ正確に行わなければならないことから、今回システム更新に係る仕様書の作成から業者選定のサポート、そして業者決定後からシステム構築、稼働までのトータルサポートを専門のコンサルタント業者に委託することとしました。補正内容としては令和元年度分として1款1項3目17節委託料99万円を計上しました。計算根拠として、参考見積りの結果、当該業務の総事業費を税込総額2,887万5,000円、委託期間を令和2年3月から令和3年10月までとし、今年度分1か月分として税込99万円を計上するものです。よって、また1ページに戻りますが、総事業費2,887万5,000円から今年度分99万円を差し引いた2,788万5,000円を債務負担行為限度額として設定し、期間は令和2年度から令和3年度の2か年となります。以上で補正予算の説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

大井淳一郎委員長 病院局から説明を受けました。ここで、まず補正予算の内容について、収益的収支について聞きたいと思います。それから、最後に報告がありました債務負担行為について審査をしたい。それが終わった後に、病院全般ということで、あんまり細かいところに行ってはいけないとは思いますが、これは聞いておきたいということであれば、全般について質疑を受けたいと思います。まず、初めに収益的収入及び支出ということで、1ページの第2条に当たる部分ですが、詳細の資料については、例えば2ページとか、参考資料にあります8ページ、この辺りを含めて質問を聞きたいと思います。もし、財務4表に関わる質問があれば、ちゃんとページを示して行っていただくと親切かと思っておりますので、お取り計らいのほどよろしく申し上げます。それでは、この収益的収入及び支出。このたびは電子カルテシステムを中心としたということですが、質疑を受けたいと思います。

河崎平男委員 委託料99万の業者というのは何社ぐらいあるんですか。

藤本病院局総務課主幹 まだ業者選定を行っておりませんので、何社応募があるかは、今の段階では分かりません。

大井淳一郎委員長 どういうふうを選定するかを。

藤本病院局総務課主幹 プロポーザルを考えています。先ほど御説明しましたように仕様書を作成しまして、その仕様書を公開しまして、仕様書どおりに仕事ができるという業者が手を挙げ、いわゆるプロポーザル方式で業者を募集しまして、それで選定していきたいと考えています。

河崎平男委員 通常この病院等の関係で、大体何社ぐらいあるか分かりますか。分からなければいいです。

藤本病院局総務課主幹 今、何社と申し上げることはできないんですが、プロポーザルという選定方法の性格上、もちろん、一社では全く競争になりませんので、当然2社、3社、もしかしたら5社来るかもしれませんが、その程度を想定はしています。

大井淳一郎委員長 市内というわけにはいかないでしょうから、全国から募集という形ですかね。プロポーザルの募集の方法について。

藤本病院局総務課主幹 現在考えておりますのは、まず仕様書を作りまして、それをホームページ等で公告しまして、大体こういった業者さんというのはインターネットをチェックされていると聞いておりまして、またそういった業界でも、こういった病院で、こういった募集をしているよという横の連絡も多分あるでしょうから、そういった関係で、全国から業者が集まってくるだろうとは考えています。

矢田松夫委員 現在のこの医療情報システムを扱う会社はどこですか。それが引き継ぐことによって、さらに機能がアップするということは考えられないんですかね。

大井淳一郎委員長 電子カルテの話ですか。

矢田松夫委員 カルテだから3番目か。

大井淳一郎委員長 後でやりますか。収益的収入及び支出ということで、この部分はよろしいですか。それでは、債務負担行為について、先ほどの矢田委員の質問に答えてください。もう一度言ってもらいましょうか。

矢田松夫委員 第3条の債務負担行為の中で、更新支援事業ということで99万を引いた分が限度額で載っておりますけれど、支援事業の現在の会社が引き継ぐことによって、さらに能力アップと普通は考えるんですが、また、新たにプロポーザルで会社を決められるということなんですが、二つの質問をします。現在の会社名と私が言ったことが可能になるんじゃないかと思うんですが。

和氣病院局事務部次長 現在の医療情報システムの会社はキャノンメディカルシステムズです。以前は東芝医療情報システムというふうに言っていた会社なんですが、現行はキャノンに会社名が変わっております。次に、続けてやるのがいいかというところにつきまして、続けるのがいいのか、それとも、業者が変わるのがいいのかというところも含めた中で、支援を受けて、選定をしていくような形になろうかと考えています。

大井淳一郎委員長 この選定方法はどうなんですか。随契というのかな、よく分かんないけど、別にプロポーザルとか公募とかそういうわけではないということですね。選定したところと契約するということですが、確認したいと思います。

和氣病院局事務部次長 選定したところですか。支援をするところですか。

大井淳一郎委員長 支援するところが、例えば先ほど言われたキャノンメディカルシステムズと選定したら、引き続きそことやるという意味ですね。それとも別のところだったら別のところなのか、どういう形で選ぶのかです。

和氣病院局事務部次長 先ほど申し上げました現在のキャノンメディカルシステムズなんですが、医療情報システムを実際に運用している業者です。この議案に挙げているのは、業者を選定するためのコンサルです。それ

を選ぶということです。例えば、現在の医療情報システム入れるときに、やはり同じようにコンサルに医療情報システムの調達支援の業務を委託しています。その中で、病院としてどういうシステムを構築していくのがいいのか、職員も含めてコンサルと話をし、どういうシステムを作りましょうという仕様書を作って、実際にそこから、今はキャノンですけども、ほかには富士通等いろいろあるかと思えますけども、そういったところの業者に提案をしてもらって、どこが一番いいねというのを選んでいくという形になります。ですから、今こちらの補正は医療情報システム業者を決めるためのコンサルを、今から決めていくというものになります。

矢賀病院事業管理者 これは非常に高い買い物でありまして、現在使っているのが26年の8月か10月に入ったものなんですけども、5億3,000万ぐらいの値段がします。高い買い物でありますし、コンピューターのことは専門家じゃないとよく分からない。電子カルテも年々進歩していますので、どれぐらいの価格であれば、どれぐらいの機能を持っているという、そういう相場が分かりませんので、どうしてもこういうコンサルを専門にやっているコンサル会社が必要になってくるということです。現在使っているキャノンメディカルを継続して使ったほうがいいのか、他社に変えたほうがいいのか、これからの検討課題です。現在使っているのを更新すれば、使い慣れているシステムですから、使う人は非常に使いやすいと思うんですけども、経済的に他社を入れたほうがメリットが大きいと考えたら、そのようになる可能性ももちろんあります。それはこれからの検討課題です。

矢田松夫委員 市長の議案説明の中でも、更新支援というふうに言われたんですけどね。更新の内容というんか、さっき言われたように、いろいろ言われたんですよ。こういうことをするから更新するんですよ。もっと具体的にないんですかね。この更新することによって、どのように電子カルテが良くなるよと。それは市民にとってではなくて、使う側にとってこれほどすばらしいものになるよという内容というかね、更新することによってですよ。

矢賀病院事業管理者 現在のところは具体的なそういうものはありません。

矢田松夫委員 車で言えば車検が来たから、新しいのに替えるよという意味ですか、早く言えば。

藤本病院局総務課主幹 もう少し詳しく御説明しますと、先ほど説明の中でメーカーの保守が切れる、それ以降面倒してもらえないということは、当然壊れたら、急に買い替えることもできませんので、まず、サポートが切れるということが大きい。それと、現在使っているパソコンのOS、基本ソフトがウィンドウズ7でして、来年1月にマイクロソフトサポートが切れるんです。動かなくなることはありませんが、マイクロソフトのサポートがなくなるということ自体で、ウィンドウズ7が動かなくなった場合に、全てのシステムが固まってしまう可能性も考えられますので、それも含めて、ウィンドウズ10に更新します。キャノンが引き続きとは限りませんからバージョンアップとは言えませんが、ある程度の機能アップも含めて、それと院内でいろんなシステムがありますので、それとの連携とか、そういったものを含めて、更新する必要があるということで、このたびの更新をすることに至って、そのためのコンサルを選定するというための補正です。

和氣病院局事務部次長 若干補足させていただきます。ウィンドウズOSのバージョンの話が出ましたが、電子カルテのシステムはインターネットにつながっておりませんので、外部からの攻撃があるとか、そういうのはないんですが、いずれにしても、サポートが切れて、ウィンドウズ10のほうに移行していくというところで、更新が必要というところがあります。多分皆さん、インターネットの脅威を想像されたんじゃないかなと思いますが、外部とはつながっておりません。院内で完結しているシステムですので、その点については大丈夫です。

國森病院局事務部長 補足、補足で申し訳ないんですが、皆、思いがここにあるので。今のキャノンはシステムベンダーとあって、この電子カルテのシステムを開発した業者です。いきなり、私たちがシステムベンダーと交渉しても、情報格差という格差がありますので、その格差を埋めるために今回、支援業務を委託でコンサルを入れてやろうということです。もちろん、この中で結果的には値引きというか、価格交渉というか、そういった価格を提示してもらって、安価なもので操作性の良いものを採用していきたいと思っています。電子カルテはできて20年です。汎用

したのがここ10年から15年です。段々汎用性も出てきて、病院の使用というか、カスタマイズといいますか、それじゃなくて、ある程度汎用性もありまして、少しずつは変わっています。そういった情報についてはやっぱりコンサルでないと分からないというのがありますので、そうしたことで私どもも金額的なものも期待しているところです。

大井淳一郎委員長 皆さん懸念するのは、こういった間にコンサルを挟んで、もちろんそこにはお金が掛かるわけですが、それを挟むことによって、最終的には経費の削減になればいいんですけど、経費の上に経費を重ねて、効果がなければ、どうなんだってところが委員の思われるところなんですけど、コンサルを挟んだほうがいいということを説明していただければと思うんですが、いかがでしょうか。コンサルを挟んで、かえって経費が掛かるようではいけないと思うんですが。

國森病院局事務部長 どこが取るか分かりませんが、情報を取る中で、このぐらいの効果があると聞いておりますし、実際よそでやった例もありますので、この分の効果はむしろ出してもらわなくてはいけないと思っています。

松尾数則委員 院内に関係するシステムだという話なんですけど、その程度で終わっていいのかなという気はしています。例えば、開業医と色々な連携を取るとか、そこまでは普通考えないんですか。

國森病院局事務部長 電子カルテは全ての病院があるわけではありません。私どもは早くから電子カルテを採用しておりますけれど、段々電子カルテが増えていきます。やはり将来はどうなるか分かりませんが、地域包括ケアシステムとか、多分医療界というのは、病院と地域とクリニックが将来は結ばれるというのを、ある程度、国も描いておりますから、こういったシステムは作らないと医療の世界では遅れを取るということがあります。将来は、クリニックとのつながりが出てくるんじゃないかとは思いますが、今はありません。

矢田松夫委員 システムの専門家、サポート、アドバイザーというのは常勤でつくんですかね。職員では無理というふうに言われて、その辺のシステムをお答え願います。

藤本病院局総務課主幹 この委託につきましては、先ほどお話ししましたように、これから仕様書を作成しますので、その中で、この支援業務に常勤が必要という判断になれば、常勤が必要だという条件を仕様書に入れます。例えば週1回の打合せ会議でいいとか、2日に1回の打合せ会議でいいとか、そこら辺も全て含めて、仕様書作成から稼働までのサポートをお願いすると先ほど御説明しました。ですから、その段階での検討になります。常に常勤の業者が必要なのかというのは、これからの検討になります。

大井淳一郎委員長 常勤とかの形態が変わることによって、事業費というのは変わってくるんですか。そこを確認したいと思います。限度額ですけどね。

藤本病院局総務課主幹 参考見積りと先ほど申しましたけども、参考見積りで債務負担の限度額を設定していますので、これを超えることはないというふうに考えています。

大井淳一郎委員長 そのほか、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは病院全般にわたって聞いたことがあれば。

松尾数則委員 今市民病院が置かれる立場というのは、本当に明るいとはちょっと言いづらいところがありますよね。例えば、財政の問題でも、もう少し財政を改善するために職員給与費対医業収益比率辺りも改善すべきだと。今59ぐらいだったかな。平均である50にまで戻していく必要があるんじゃないかというような意見もありましたけれど、そういうことも含めて、今回の損益計算書を見てみると、1,200万ぐらいの損失になっているわけですよ、今年度。その辺も踏まえて、今後どのようにして改善、管理者からは改善していく、頑張っているという話もありましたけれど、どのようにされていくのかちょっとお考えをお聞きしたいなと思っています。

矢賀病院事業管理者 人件費率のことは、分母が収入になっているものから、収入をアップすることによって、人件費比率を下げられないかというのを考えています。従業員の給与を下げるということまでは

まだ考慮していません。私がいつも申しているんですけども、患者数の確保に努めて、病床の稼働率は今ちょっと落ちていますが、80%ですね。それと外来患者数400があれば、やっていけるといふふうに考えていまして、患者数の確保に努めているところです。

松尾数則委員 人件費については余りいじるつもりがないというお話なんですけど、例えば材料費とかを含めてどうなんでしょうか。

國森病院局事務部長 材料費等抑えていかなければいけないと思っています。先ほど、局長が言ったとおり、どうしても当院の場合、医療収益と対比しますから、他院に比べて医業収益が少ないものですから、ほかと比べても医業収益が少ないということは、そのまま反映するのが材料費とかそういったものは比率としては少なくなっています。今より高くなれば、医業収益に反映して、医業収益が高くなっている状態なんですけど、それはそれとして、やはり日ごろから、経費節減といいますか、費用の削減がありますので、抑制については努力しているところです。

大井淳一郎委員長 そのほか病院経営全般にわたって、予算審議とかも含めて、この後の所管事務調査も経営状況について説明がありますので、その中でも質疑を受けたいと思います。では、よろしいですか全般は。「はい」と呼ぶ者あり）この議案についての質疑を終わります。討論はありますか。「なし」と呼ぶ者あり）それでは採決に入ります。議案第92号、令和元年度山陽小野田市病院事業会計補正予算第1回について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

大井淳一郎委員長 全員賛成です。委員会としては可決すべきものと決しました。

7 所管事務調査 病院事業報告について(病院)
(記録については所管事務調査分に記載)

午後 2 時 2 5 分 散会

令和元年 1 2 月 5 日

民生福祉常任委員長 大 井 淳一郎